

# 豊前市市民活動補償制度のご案内

豊前市市民活動補償制度は、市民の皆さんが安心して市民活動・ボランティアを行うことができるよう、活動中の事故を補償する制度です。

市が保険会社と契約を結び、保険料を負担しますので、市民の皆さんが保険料(掛け金)を支払う必要はありません。

対象は、市民活動団体(5名以上で3分の2以上が市民で構成)の地域活動です。

## 1 補償の対象となる市民活動の例

地域社会活動	行政区(自治会又は町内会)活動(※1)、防火・防犯・防災活動、交通安全活動、地域清掃活動、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル活動並びにこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会(※1)、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動及び非行防止パトロール活動等並びにこれらのための準備活動
社会福祉奉仕活動	社会福祉施設援護活動、在宅高齢者及び心身障害者へのホームヘルプ、声かけ運動、手話通訳等の活動並びにこれらのための準備活動
社会教育活動	老人クラブ活動(※1)、PTA活動(学校管理下の活動は除く。)、及び文化振興活動等並びにこれらのための準備活動
市主催行事への参加又は手伝い	市内いっせい清掃、防災訓練、市民講座及び各種イベント等へのボランティア協力
その他の活動	その他上記に類する事業又は活動

活動場所と自宅等との往復途上の傷害事故も補償の対象になります。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが計画書等により確認できる場合に限りです。

※1 競技への出場者や、催し物への参加者は対象外です。

【問合せ】 総合政策課 地域創生推進係 電話：0979-82-1124

## 【対象とならない市民活動】

- スポーツ活動や文化活動で自らの技術・能力を高める活動（指導者は対象となります）
- 趣味、懇親等を目的とした活動や自助的な活動
- 銃器を使用する害獣駆除活動 ●山岳・水難救助、災害救助活動等緊急時での活動
- チェーンソー等危険物を使用する活動（草刈機は対象となります）
- 森林活動で野焼きや山焼きを行う活動 ●日本国外での活動 等

## 【対象とならない事故】

- 賠償および傷害補償対象者の故意による事故 ●社会的騒乱による事故
- 地震、噴火、洪水等の自然災害による事故 ●同居の親族等に対する賠償事故
- 施設の工事等に起因する賠償責任 ●自動車、船舶等又は動物に起因する賠償事故
- 無資格運転、飲酒運転等による事故 ●むちうち症又は腰痛で他覚症状のないもの
- 脳疾患、疾病又は心神喪失（熱中症は対象となります）
- 妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- 山岳登山、ハングラライダー搭乗等の危険なスポーツによる事故 等
- 保険会社との契約において保険の対象とならないものとして定められた事由
- 対象とならないと市長が個別に判断する事故

## 2 補償の内容

### ① 賠償責任補償

賠償補償対象者の過失により、市民活動中に第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償金額です。

区分	補償金 支払限度額	内容	事故の例
身体 賠償	1人 6,000 万円 (1事故につき 3億円)	第三者の身体に損害を与えた場合	高齢者の集いを開催中、誤った誘導により、参加している高齢者を負傷させた。
財物 賠償	1事故 300 万円	第三者の財物に損害を与えた場合	清掃活動で草刈機を使用中、草刈機が石をはねて駐車中の他人の自動車に傷をつけた。
保管物 賠償	1事故 300 万円	第三者からの預かり品や管理物に損害を与えた場合	地域で文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かった展示品が落下して壊れた。

## ②傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故(細菌性食中毒、ウイルス性中毒、熱中症、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)補償を含む)によって、傷害補償対象者が死亡・負傷した場合に支払われる補償金額です。

区分	補償金額 (1人当たり)	支給事由	事故の例
死亡	500万円	傷害事故が直接の原因で180日以内に死亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から転落して死亡した。
後遺障害	後遺障害の程度により、死亡補償金の4~100%	傷害事故が直接の原因で180日以内に後遺障害を生じた場合	清掃ボランティアで活動中に土手から転げ落ち、運動障害が残った。
入院	1日 3,000円 (180日限度)	傷害事故を直接の原因として、180日以内に、入院又は通院を要することになった場合。 ※実費ではなく日数で計算	地域で防犯マップを作るため、夜間に現地調査中、転倒、骨折して治療のため入院と通院をした。
通院	1日 2,000円 (90日限度)		
手術	入院補償日額の10~40倍 (1事故につき1回)	手術補償については、当該事故による入院中に手術を受けたとき。	子どもの見回りパトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して治療のため入院、手術を受けた。

## 3 万が一、事故が発生した時の手続き

① まず、豊前市役所 総合政策課 地域創生推進係へ下記の事項をご連絡ください。

### 傷害事故の場合

- (1) 氏名・住所・連絡先
- (2) 事故発生の日時・場所
- (3) 事故の原因・状況
- (4) ケガの程度・病院名
- (5) 事故を証明できる人の氏名・連絡先

### 賠償事故の場合

- (1) 氏名・住所・連絡先
  - (2) 事故発生の日時・場所
  - (3) 事故の原因・状況
  - (4) 相手の氏名・住所・連絡先・ケガ又は損害の程度
  - (5) 事故を証明できる人の氏名・連絡先
- ※財物又は保管物賠償事故の場合は、損害証明のための写真等を残しておいてください

②次の書類が必要となります。

- ・事故報告書
- ・団体規約、名簿
- ・事業計画書、チラシ(プログラム)
- ・ボランティア活動等参加者名簿

以上の書類を提出後、団体や事故内容が補償制度の要件を満たしているか等を審査します。(事故発生日を含めて2週間以内に書類を提出してください。通院の場合、領収書を確認させていただきます。)

③補償の対象となった事故について、訴訟等賠償責任が法律的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め、30日以内に補償金の請求の手続きをしていただき、書類確認後、市が契約する保険会社から支払を行います。

#### 4 市役所に連絡せずに示談すると、審査の結果、補償制度が適用されない場合もあります。

賠償事故の場合、示談する前に、市が加入している保険会社の承認が必要です。必ず事前に豊前市役所 総合政策課にご連絡ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、補償金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

**【用語説明】** この補償制度での用語の定義は次のとおりです。

- 市民** 豊前市に居住し、通勤し、又は通学する人
- 市民活動団体** 市内に活動拠点を置き、5人以上(3分の2以上が市民)で構成される団体で、公益性のある市民活動を継続的又は計画的に行う団体  
※宗教活動を目的とする団体、政治活動を目的とする団体、暴力団等と密接な関係を有する団体は除きます。  
※企業や公益法人、NPO法人等の法人団体は、この補償制度の対象となりません。
- 市民活動** 公益性の高い活動で、指導者及びスタッフが本来の職務を離れて自主的に無報酬(交通費などの実費支給は無報酬とみなします)で実践又は従事する活動
- 指導者** 市民活動の計画立案や運営の指導的地位にある人
- スタッフ** 市民活動の運営に従事する人
- 参加者** 市民活動に参加中の人(活動の観覧者や応援者や参加していない乳幼児等は対象外)
- 賠償補償対象者** 市民活動団体、指導者、スタッフ
- 傷害補償対象者** 指導者、スタッフ、参加者(※参加者には条件があります)